

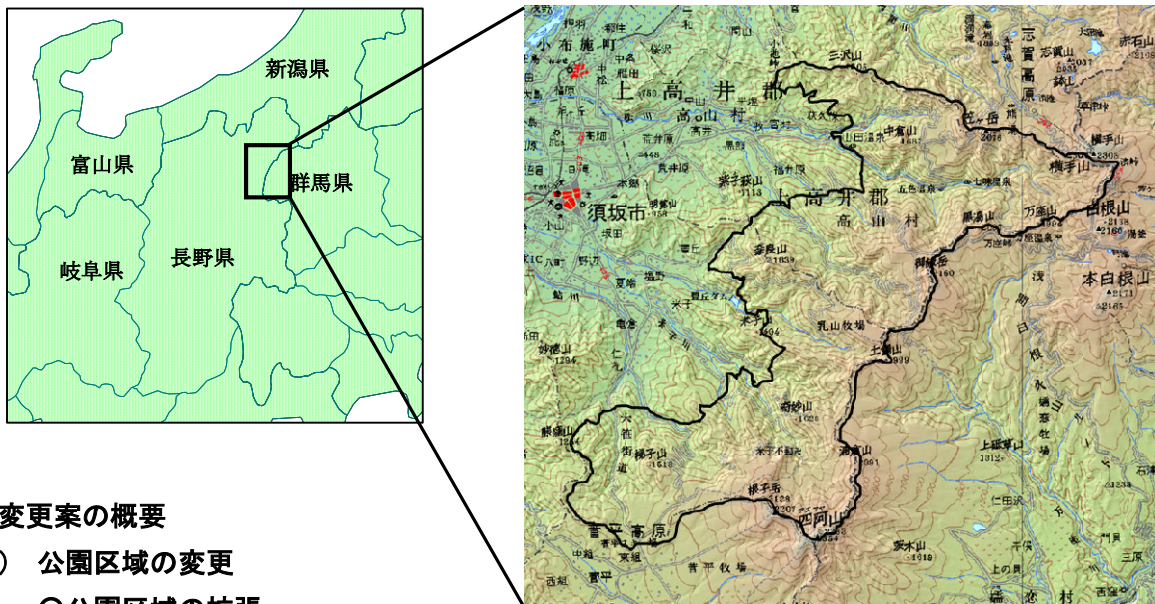
上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の公園区域及び公園計画の変更案の概要

1 変更理由

上信越高原国立公園は、昭和24年9月7日に、志賀高原地域、谷川・苗場地域、草津・万座・浅間地域が国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に妙高・戸隠地域が区域に編入されている。

須坂・高山地域は志賀高原地域のうち、長野県の須坂市及び上高井郡高山村にかかる地域であり、昭和27年10月9日に施設計画が決定され、同年10月28日に特別地域が指定された。その後、利用施設の追加・変更が行われているものの、公園計画の全般的な見直しは行われずに現在に至っている。

今回は、社会情勢や公園利用状況に変化が生じてきたことを踏まえて、本地域の風致景観や生物多様性を適切に保護し、それらを基礎とした公園利用を推進していくために、公園計画の全般的な見直し（再検討）を行うものである。



2 変更案の概要

(1) 公園区域の変更

○公園区域の拡張

- ・公園区域の明確化に伴い、公園区域に編入する。

長野県須坂市 37ha

長野県上高井郡高山村 242ha

○公園区域の削除

- ・区域線の明確化に伴い、公園区域から削除する。

長野県須坂市 219ha

長野県上高井郡高山村 34ha

(2) 保護規制計画の変更

ア 特別地域

(ア) 第1種特別地域

特別地域 → 第1種特別地域 11ha 普通地域 → 第1種特別地域 213ha

(イ) 第2種特別地域

特別地域 → 第2種特別地域 1,123ha 普通地域 → 第2種特別地域 452ha

(ウ) 第3種特別地域

特別地域 → 第3種特別地域 565ha 普通地域 → 第3種特別地域 1,100ha

区域外 → 第3種特別地域 2ha

イ 地種区分別面積

	特別地域					普通 (陸域)	合計 (陸域)
	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	小計		
面積	0	224	1,575	1,667	3,466	9,676	13,142
%	0	1.7	12.0	12.7	26.4	73.6	100.0

(3) 利用施設計画の変更

ア 単独施設

○単独施設の追加

- 1 園地 長野県須坂市（五味池破風高原）
- 2 園地 長野県須坂市（米子大瀑布）
- 3 宿舎 長野県須坂市（米子大瀑布）
- 4 宿舎 長野県須坂市（峰の原）
- 5 スキー場 長野県須坂市（峰の原）
- 9 案内所 長野県上高井郡高山村（山田温泉）
- 13 園地 長野県上高井郡高山村（八滝）
- 14 園地 長野県上高井郡高山村（雷滝）
- 17 園地 長野県上高井郡高山村（毛無峠）

イ 道路（車道）

○車道の変更

・複数の計画地域を跨ぐ施設計画を整理するため変更する。

- 13 仁礼菅平線 → 1 仁礼菅平線
- 9 高山万座線 → 2 山田七味線、3 高山老ノ倉線

ウ 道路（歩道）

○歩道の追加

- 1 米子線 3 五味池御飯岳線

○歩道の変更

・現状に合わせて起終点を整理するとともに、複数の計画地域を跨ぐ施設計画を整理する。

- 31 笠ヶ岳線 → 2 笠ヶ岳登山線